

裁判所に持ち込めないものの 代表例

銃器，刃物等の凶器，爆発物

【例】

- × 猟銃，空気銃などの銃器（模造物を含む。）
- × 包丁，ナイフ，日本刀
- × カッター，はさみ，カミソリ，缶切り，ペーパーナイフ
- × ガスボンベ，スプレー缶，火薬類，ガソリン・灯油等の燃料類
- × ヌンチャク，スタンガン，警棒，催涙スプレー，木刀

※法令違反の疑いがある場合には，警察に通報します。

写真機，録音機

【例】

- × カメラ，レコーダー

※ これらのものは，裁判所（敷地を含む。）では使用することができず，原則として持ち込むことができません。ただし，かばんや収納ケースにしまっただけであれば，持ち込むことができます（撮影機能や録音・録画機能の付いたスマートフォン等は，それらの機能を使用しないことを前提に持ち込むことができます。）。

※以上のほか，旗，のぼり，プラカード，拡声機等の持込み及びはちまき，ゼッケン，腕章等を着用しての入庁もできません。